

研究助成規程

1. 目的・名称

本研究助成は、保健医療行動科学に関する研究を推進し、日本保健医療行動科学会の発展に寄与することを目的とする。名称を日本保健医療行動科学会研究助成とする。

2. 助成対象

助成の対象者は、保健医療行動科学研究を志向する本学会会員である個人またはグループとする。研究代表者および共同研究者は、本学会の会員とし、研究助成の当該年度、および研究期間（延期の場合はその期間）の年会費を支払っていることを条件とする。

3. 研究期間

研究期間は1年(助成決定後から翌年3月末まで)とし、助成年度を含む合計3年まで申請により延長することができる。

4. 申請期間

申請期間は、総会での告知後（毎年6月）～3月末までとする。

5. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し PDF に変換したものを学会事務局宛にメールで送付する。申請書の書式については別に定める。申請書は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロにて記入する。

[申請書ダウンロード](#)

6. 審査および助成対象の決定

審査および助成対象の決定は、年度末の理事会で行う。総会で助成対象について報告する。

7. 助成額と使用期間

助成総額10万円とし、上限は1件10万円までとする。助成金の使用期間は1年とし、研究期間と同様とする。

8. 助成金の使途

助成金の使用は、研究に要する経費：消耗品（図書を含む）、旅費、謝金、その他（印刷、郵送、会議費など）とする。なお、余剰金は返還することとする。

9. 研究報告と会計報告

研究終了後は、研究報告書と会計報告書を必ず提出するものとし、提出期限は助成年度の3月末日とする。研究報告書と会計報告書のテンプレートは学会ホームページよりダウンロードし、ワープロで記入する。記入した研究報告書と会計報告書はPDFファイルに変換し、領収書をスキャンしたものととも、学会事務局宛にメールで送付する。

[研究報告書ダウンロード](#)

[会計報告書ダウンロード](#)

10. 研究成果の発表

研究成果は、研究助成終了の翌年度に開催される日本保健医療行動科学会学術大会もしくは翌年度に発行される日本保健医療行動科学会雑誌にて発表することとする。

11. 受給者の義務

受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて会長に申請し、理事会において承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった研究が年度内に終了せず、延期するとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

12. 助成金の支給決定の取り消し、中止、および返還

受給者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本学会は助成金の支給決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに支給した全部の返還を求めることができる。その際、本学会は必要に応じて関係者に事由の事実について精査した上で、理事会において助成金の支給決定の取り消し、交付の中止を決定し、受給者に返還の要求を行う。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) 受給者が本規程に定める義務を果たせないとき
- (4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

13. その他

研究助成にかかわる業務は、事務局が担当する。

14. 規程の改正

本規程を改正する場合は、理事会の議を経るものとする。

附則

この規程は 2026 年 6 月 20 日より施行する。